

水道料金及び下水道使用料の減免措置について

概要

熊本地震の発生により断水期間が長期にわたり、断水解消後も濁水解消のための排水量（損失水量）が発生したことから、水道料金及び下水道使用料について減額措置を行います。

減額の内容

1 基本料金の減額

断水に伴う措置として、水道料金及び下水道使用料の基本料金1カ月分を減額します。

2 水量分の減額

地震による濁水解消のための排水量等への対応として、水道料金及び下水道使用料について水量 10 m³を限度とし減額を行います。なお、10 m³は一般家庭の平均使用水量 20 m³の半月分に相当します。

3 減額の対象

地震により発生した断水期間において水道又は下水道を使用されていた方を対象とします。

4 減額対象請求月

6月検針地区の方は平成28年7月請求分、7月検針地区の方は平成28年8月請求分にて減額します。

*給水管破損漏水の減額

地震による宅地内の給水管破損に伴う漏水量については、修理報告書等により前年同時期の使用水量を基本とし、減額を行います。

参考【減額措置による料金】

（例）：一般家庭（口径13耗・1月30 m³使用世帯）の場合

	現行料金	減額後の料金	減額料金
水道料金	4,320 円	1,620 円	2,700 円
下水道使用料	4,000 円	1,429 円	2,571 円
合計	8,320 円	3,049 円	5,271 円

（例）：一般家庭（口径13耗・1月20 m³使用世帯）の場合

	現行料金	減額後の料金	減額料金
水道料金	2, 592 円	162 円	2, 430 円
下水道使用料	2, 303 円	143 円	2, 160 円
合計	4, 895 円	305 円	4, 590 円